

青 畜 第 2 9 6 号  
令和 3 年 7 月 1 4 日

公益社団法人青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部長  
(公印省略)

豚熱ワクチンの接種実施について

このことについて、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 告示内容

(1) 実施の目的

豚熱の発生予防

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を所管する家畜保健衛生

所長が必要と認めるもの

(4) 実施の期間及び場所

令和 3 年 7 月 3 0 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

(5) 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

青森県農林水産部畜産課

衛生・安全グループ 技師 中村夏奈

Tel : 017-734-9498

Fax : 017-734-8144

Mail : kana\_nakamura@pref.aomori.lg.jp

青森県告示第 四百八十七 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、  
次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和三年七月十四日

青森県知事 三村 申 吾

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認  
めるもの

四 実施の期日

令和三年七月三十日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を所管する家  
畜保健衛生所長が指定する期日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射